

## 第5章 地震・津波災害対策計画

### 1 地震の想定

北海道地域防災計画地震防災計画編では、北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、既往の地震経験及び最近の地震予知研究などから、太平洋側では、北海道東部及び日高中部（浦河沖を含む）、日本海側では、石狩、留萌沖及び後志沖、内陸では、釧路北部など広範囲になると考えられている。

このうち、太平洋側に関しては、平成16年に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、特に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」に対応した防災対策の推進が求められている。

これらのことから当町における地震及び津波災害対策について次の3つの地域を想定した地震を本計画における基本的な考えとする。

#### (1) 北海道東部

根室半島沖、釧路沖及び十勝沖は地震活動が極めて活発であり、これまでに1834年、1894年、1952年、2003年のM8クラスの巨大地震をはじめ、M7クラスの地震が多数発生し、各地に地震・津波による被害を及ぼしている。

地震予知連絡会は、1973年にこの地域を特定観測地域に指定したが、同年、根室半島沖でM7.4の地震が発生し、陸上部において現在も地震前の大きな地殻の歪みが残ったままであることから、1987年に再度特定観測地域に指定した。

なお、この地域は、津波にも十分考慮を払う必要がある。

#### (2) 日高中部（浦河沖を含む）

日高では、1931年、1932年、1971年、1987年にM6～7クラスの、また、浦河沖では、1913年、1968年、1982年にM6～7クラスの被害地震が起きており、近年の地震活動は極めて高い。

#### (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

法律上、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震を日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震と定義しており、中央防災会議においては、この領域で過去に大きな地震（M7程度以上）が繰り返し発生していることが確認されているものとして、択捉島沖の地震、色丹島沖の地震、根室沖・釧路沖の地震、十勝沖・釧路沖の地震、500年間隔地震、三陸沖北部の地震、明治三陸タイプ地震及び宮城県沖の地震を防災対策上の対象としている。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震においては、津波により大きな被害が発生すること等の特徴が指摘されており、平成16年度から進めている、これらの地震を対象とした道の津波浸水予測・被害想定調査結果においても、太平洋沿岸中部・東部の地域を中心として甚大な津波被害が想定されることが明らかになっている。

地震調査研究推進本部より平成29年度に示された、千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）では、十勝沖から択捉島沖までの複数の箇所が連動し発生するマグニチュード8.8程度以上となる超巨大地震（17世紀型）（以下「超巨大地震」）の想定が追加されました。この地域において同規模の地震が発生したのは、地質調査等から1611年～1637年の間で、発生周期

は340年～380年と推定されるため、既に発生周期を経過しており、今後30年以内の発生確率は7～40%と非常に高い数値となっています。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の従来規模などが見直され、令和2年4月に内閣府の検討会により日本海溝・千島海溝がある北海道沖から岩手県沖で起きる二つの巨大地震の想定を公表した巨大地震モデルを基に検討を行い、令和3年度に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく新たな津波浸水想定の設定を行った。

北海道に甚大な被害を及ぼすと予想される千島海溝型の巨大地震が発生した場合、地震の規模はM9.3、地震のエネルギーは東日本大震災の2.8倍に相当し、津波の高さは最大で30m（大樹町は約22m）の津波が発生し、少なくとも道内の24市町村の庁舎が浸水の恐れがあると予想されていることから、東日本大震災を教訓に、甚大な被害が見込まれる地域は、なお一層の警戒と対策が必要である。

計画推進に当たっての基本となる事項は、次の項目を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助、共助及び公助のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は道民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

## 第1節 地震災害予防計画

地震及び津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進する。

### 1 地震に強い町づくりの推進

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など、構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強い町づくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

#### (1) 地震に強い町の形成

- ①防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い町の形成を図る。
- ②不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。
- ③新型コロナウイルスの感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取入れた防災対策の推進を図る。

#### (2) 建築物の安全化

- ①町及び防災関係機関並びに施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に十分配慮する。
- ②町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- ③国、道及び市町村は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- ④町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- ⑤町は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- ⑥町及び防災関係機関並びに施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、超高層ビルにおける長周期地震動対策など総合的な地震安全対策を推進する。

#### (3) 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

また、道が指定した北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路の管理者は、道路の整備及び管理の徹底に努める。

#### (4) 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

#### (5) ライフライン施設等の機能確保

- ① 町及び防災関係機関並びにライフライン事業者は、上下水道、電気等のライフライン施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- ② 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

(6) 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

(7) 津波に強いまちづくり

- ① 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- ② 国及び道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定するものとする。
- ③ 国、道及び市町村は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

## 第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と、住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

### 1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

### 2 北海道防災会議の行う訓練

町は、北海道防災会議が実施する次の訓練について協力して実施する。

#### (1) 災害通信連絡訓練

地震、津波情報及び津波注意報、警報の伝達並びに災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

#### (2) 防災総合訓練

災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害救助、水防活動、大規模地震等を想定した総合訓練を実施する。

### 3 町及び防災関係機関の行う訓練

町及び防災関係機関は、それぞれ若しくは共同で次の防災訓練を実施する

#### (1) 情報通信訓練

#### (2) 広報訓練

#### (3) 指揮統制訓練

#### (4) 避難訓練

#### (5) 救出救護訓練

#### (6) 警備・交通規制訓練

#### (7) 炊き出し、給水訓練

### 4 民間団体等の連携

町及び防災関係機関は、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

### 5 相互協定に基づく訓練

道、町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

## 6 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

### 第3節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次に定めるところによる。

#### 1 現況

北海道は、太平洋、日本海及びオホーツク海に囲まれ、その海岸延長は、約 3,000 km であり、このうち海岸法第3条の規定に基づき指定した海岸保全区域は、約 1,800km である。この海岸に、特定重要港湾2港、重要港湾10港、地方港湾25港、漁港285港が点在しており、当町では、大樹漁港、旭浜漁港の2漁港がある。

本道においては、過去に太平洋沿岸及び日本海南西部沿岸を中心に津波による被害を受けており、近年においても昭和27年の十勝沖地震津波、昭和35年のチリ地震津波、昭和48年の根室半島沖地震津波、昭和58年の日本海中部地震津波及び平成5年の北海道南西沖地震津波では、多大な被害を受けている。

当町においては、昭和27年の十勝沖地震から平成15年の十勝沖地震まで主なもので5度津波の被害を受けている。

#### 2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防ぎよすることは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定を行うものとする。

ハード対策として、国、道及び町は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、ソフト対策として、沿岸市町村は、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとし、道は可能な限り町が行うこれらに対し支援を図るものとする。

##### (1) 津波等災害予防施設の整備

###### ① 海岸保全対策

国、道及び町は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施することや防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速、的確な開閉に万全を期するものとする。

また、国は、津波発生時に船舶の待避場所を確保するため、開発保全航路の一部として泊地を指定し、その開発・保全を行うものとする。

###### ② 河川対策

道は、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施する。

③ 港湾及び漁港整備事業

漁港管理者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

(2) 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

① 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

札幌管区気象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、町等への大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

② 伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

③ 伝達協力体制の確保

町長は、大樹漁業協同組合、事業者及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

④ 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

(3) 啓発活動及び防災訓練の実施

町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

町は、広報誌等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

(1) 一般住民に対し、周知を図る事項

① 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にでき

るだけ高い場所に避難する。

- ② 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
  - ③ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
  - ④ 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
  - ⑤ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生可能性がある。
  - ⑥ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
  - ⑦ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
  - ⑧ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
  - ⑨ 正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、SNS、町防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、北海道防災情報システム、携帯電話（緊急速報メール含む。）などを通じて入手する。
  - ⑩ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
  - ⑪ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。
- (2) 船舶関係者に対し、強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
- ① 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合  
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
  - ② 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合  
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
  - ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、SNS、町防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、北海道防災情報システム、携帯電話（緊急速報メール含む。）などを通じて入手する。
  - ④ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。
- (3) 漁業地域において、周知を図る事項
- ① 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
  - ② 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に

避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入力し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

- ③ 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

#### 4 基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する。

##### ア 町民の責務

###### (1) 平常時の備え

- ① 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- ② 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池携帯電話充電器等等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ③ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- ④ 隣近所との相互協力関係のかん養
- ⑤ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- ⑥ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑦ 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- ⑧ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

###### (2) 災害時の対策

- ① 地域における被災状況の把握
- ② 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ③ 初期消火活動等の応急対策
- ④ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- ⑤ 自主防災組織の活動

##### イ 事業者の責務

###### (1) 平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- ② 防災体制の整備
- ③ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- ④ 予想被害からの復旧計画策定
- ⑤ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

- ⑥ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (2) 災害時の対策
- ① 事業所の被災状況の把握
  - ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
  - ③ 施設利用者の避難誘導
  - ④ 従業員及び施設利用者の救助
  - ⑤ 初期消火活動等の応急対策
  - ⑥ 事業の継続又は早期再開・復旧
  - ⑦ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

## 第4節 火災予防計画

第3章第8節「消防計画」及び第7章第4節「大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防に指導の徹底及び消防力整備については、次に定めるところによる。

### 1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、とちぎ広域消防事務組合火災予防条例に基づく、火気の手扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

### 2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 3 予防査察の強化指導

消防機関は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 4 消防力の整備

消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

### 5 消防計画の整備強化

消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査

- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

## 第5節 危険物等災害予防計画

第7章第3節「危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、地震時における危険物等による災害の予防を促進するため、町及び消防機関等は、事業所に対し次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化

## 第6節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎよするための計画は、次に定めるところによる。

### 1 建築物の防災対策

#### (1) 防災対策拠点施設の耐震性の確保

##### ①町及び防災上重要な施設の管理者による施設に耐震化

震災時における活動の拠点となる役場庁舎、病院、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化を促進するよう努める。

##### ②避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保

避難場所への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

#### (2) 木造建築物の防火対策の推進

町は住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

#### (3) 既存建築物の耐震化の促進

町は、大樹町耐震改修促進計画に基づき、平成27年度までに耐震化率を9割とすることを目標として耐震化の促進に取り組むものとする。

#### (4) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

町は、大樹町耐震改修促進計画に位置づけられている緊急輸送道路の沿道建築物について、積極的に耐震化に取り組むこととする。

## 第7節 土砂災害予防計画

第3章第6節「土砂災害予防計画」を準用する。

## 第8節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備

第3章第9節「食料等の調達・確保及び防災資機材の整備」を準用する。

## 第9節 避難体制整備計画

第3章第10節「避難体制整備計画」を準用する。

## 第10節 避難行動要支援者対策計画

第3章第11節「避難行動要支援者対策計画」を準用する。

## 第11節 積雪・寒冷対策計画

第3章第13節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

## 第12節 地震、津波に関する防災知識の普及・啓発に関する計画

町及び防災関係機関は、地震津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

### 1 防災知識の普及・啓発

#### (1) 職員に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

#### (2) 住民に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

##### ①啓発内容

- ア 地震・津波に対する心得
- イ 地震・津波に関する一般知識
- ウ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- エ 非常用食料、飲料水、身の回りの品等、非常持出品や緊急医療の準備
- オ 建物の耐震診断及び補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- カ 災害情報の正確な入手方法
- キ 出火の防止及び初期消火の心得
- ク 外出時における地震発生時の対処方法
- ケ 自動車運転時の心得
- コ 救助・救護に関する事項
- サ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震・津波災害対策

##### ②普及方法

- ア 広報誌、ホームページへの掲載
- イ パンフレットの配布
- ウ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- エ インターネット、SNSの利用
- オ テレビ、ラジオ、新聞の利用

#### (3) 学校等教育機関における防災思想の普及

- ①学校においては、児童生徒に対し、地震・津波現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- ②児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員に対する地震・津波防災

に関する研修機会の充実に努める。

- ③社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

## 第13節 住民の心構えに関する計画

住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

### 1 家庭における措置

#### (1) 平常時の心得

- ①地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- ②がけ崩れ、津波に注意する。
- ③建物の補強、家具の固定をする。
- ④火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- ⑤飲料水や消火器の用意をする。
- ⑥「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- ⑦地域の防災訓練に進んで参加する。
- ⑧隣近所と地震時の協力について確認しておく
- ⑨保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

#### (2) 地震発生時の心得

- ①まずわが身の安全を図る
- ②特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ③揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- ④火が出たらまず消火する。
- ⑤あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- ⑥狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- ⑦山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- ⑧避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ⑨みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- ⑩正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ⑪秩序を守り、衛生に注意する。

### 2 職場における措置

#### (1) 平常時の心得

- ①消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- ②消防計画により避難訓練を実施すること。
- ③とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- ④重要書類等の非常持出品を確認すること。
- ⑤不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

## (2) 地震発生時の心得

- ①まずわが身の安全を図る。
- ②特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ③揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- ④職場の消防計画に基づき行動すること。
- ⑤職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- ⑥正確な情報を入手すること。
- ⑦近くの職場同士で協力しあうこと。
- ⑧エレベーターの使用は避けること。

## 3 運転者のとるべき措置

### (1) 走行中のとき

- ①走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ②停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ③走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- ④停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ⑤車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。  
駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

### (2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

## 第14節 自主防災組織の育成に関する計画

第3章第12節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

## 第15節 地震・津波災害応急対策計画

地震及び津波災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

### 1 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

#### (1) 災害対策組織

第2章第2節「災害対策本部の設置」を準用する。

#### (2) 職員の動員配備

第2章第3節「非常配備体制」及び同章第2節「災害対策本部の設置」を準用する。

### 2 地震・津波情報の伝達計画

地震・津波情報の伝達については、次のとおりとする。

#### (1) 緊急地震速報

##### ① 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注) 緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わないことがある。

##### ② 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いて広く伝達されている。気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

#### (2) 津波警報等の種類及び内容

##### ① 津波警報等の種類

ア 大津波警報（特別警報）及び津波警報：該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがあ

る場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

イ 津波注意報：該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

② 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 津波警報等の発表基準

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10mを超える	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5mを超え	10m		
		10m	5m		
		3mを超え 5m以下	3m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1mを超え 3m以下	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m以上、 1m以下	1m	(標記なし)	陸域では避難の必要はない。海にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ 津波予報の発表基準

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

③ 地震及び津波に関する情報の種類と内容

ア 地震に関する情報

情報の種類	発表基準	内容
震動速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と震度の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表  「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表等 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表  震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
各地の震源に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表  震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表

その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・ 震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表  日本や国外への津波の影響についても記述して発表

(3) 地震、津波に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称、津波予報区

① 地域名称及び内陸の震央地名

緊急地震速報で用いる府県予報区 の名称	緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	郡市区町村
北海道道東	網走地方網走	網走市、網走郡(美幌町、津別町、大空町)、斜里郡(斜里町、清里町、小清水町)
	網走地方北見	北見市、常呂郡(訓子府町、置戸町、佐呂間町)
	網走地方紋別	紋別市、紋別郡(遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町)
	十勝地方北部	河東郡の一部(上士幌町、鹿追町)、上川郡の一部(新得町)、足寄郡(足寄町、陸別町)
	十勝地方中部	帯広市、河東郡の一部(音更町、士幌町)、上川郡の一部(清水町)、河西郡の一部(芽室町)、中川郡の一部(幕別町、池田町、豊頃町、本別町)、十勝郡(浦幌町)
	十勝地方南部	河西郡の一部(中札内、更別村)、広尾郡(大樹町、広尾町)
	釧路地方北部	川上郡の一部(弟子屈町)
	釧路地方中南部	釧路市、釧路郡(釧路町)、厚岸郡(厚岸町、浜中町)、川上郡の一部(標茶町)、阿寒郡(鶴居村)、白糠郡(白糠町)
	根室地方北部	標津郡(中標津町、標津町)、目梨郡(羅臼町)
	根室地方中部	野付郡(別海町)
	根室地方南部	根室市

## ②北海道周辺海域の予報区名

津波予報区名	津波予報区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷地方（宗谷岬北端以東に限る。）及び網走地方の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室地方及び釧路地方の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝地方及び日高地方の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振地方及び渡島地方（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷地方（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌地方、石狩地方及び後志地方（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志地方（積丹岬北端以東を除く。）、檜山地方及び渡島地方（白神岬南端以東を除く。）の管内

## 3 災害情報等の収集、伝達計画

第4章第1節「災害情報通信計画」を準用するとともに、津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、第2章第4節第2「注意報、警報及び火災気象通報」の気象予警報等の伝達系統図により、沿岸住民に対し防災行政無線、町広報車などにより伝達、周知を行うものとする。

## 4 災害広報・情報提供計画

第4章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するとともに、津波に関する広報活動については、以下のとおり、災害の規模、今後の動向、被害状況等の情報を的確に周知させ、人身の安全、社会秩序の維持のため、次により迅速なる広報活動を行うものとする。

## (1) 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする。

- ①地震及び津波に関する情報（札幌管区地方気象台発表の地震情報を受けて周知させる。）
- ②避難場所について（避難場所の位置、経路等）
- ③交通通信状況（通信状況、道路交通状況、不通場所、開通見込日時）
- ④火災状況（発生場所、避難指示等）
- ⑤電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項）
- ⑥医療救護所の開設状況（開設場所等）
- ⑦給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ⑧衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ⑨河川、港湾、漁港、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- ⑩住民の心得等、人身の安全及び社会秩序保持のための必要事項

## (2) 広報の方法

第4章第2節「災害広報・情報提供計画」に準用し、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、防災行政無線等）を利用して、迅速かつ適切なる広報を行うものとする。

## 5 避難救出計画

第4章第5節「避難救出計画」に準用し、避難場所については、災害時において最も安全かつ適切な方法により行うものとする。また、避難誘導は、町職員、消防職員、消防団、警察官、その他指示、捜索の命を受けた職員が当たるが、避難誘導に当たっては、高齢者、幼児、傷病者及び女性等の災害時要援護者を優先して行うものとする。

## 6 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建設等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

町における消防活動に関する計画は、次のとおりとするほか、第3章第8節「消防計画」及び第7章第4節「大規模な火事災害対策計画」に準ずるものとし、必要に応じて国、道、自衛隊、近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

### (1) 消防活動体制の整備

町は、町の区域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、大樹消防署と連携し、応急消防活動やその他消防活動の実施体制の整備に努める。

### (2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、概ね次に掲げる危険区域を把握し又は必要に応じて被害想定図を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

#### ①住宅密集地域の火災危険区域

#### ②特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

### (3) 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力する。

#### ①消防相互応援

#### ②広域航空消防応援

#### ③緊急消防援助隊による応援

### (4) 初期消火の徹底

地震による被害が大規模となるのは、市街地における火災の同時多発及びこれに基づく延焼並びに石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生による場合である。これらの火災発生及びその拡大を最小限度に食い止めるため、初期消火活動を迅速に行うことが必要であり、このため、消火作業上必要な第一次的処置については、消防署（団）において実施するが、必要に応じ本部長は、他市町村、道、防災関係機関等に応援の派遣要請をするものとする。

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

住民に対しては、平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させる

ため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあたっては、被災地までの道路交通網等の寸断により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の行政区等、地元住民は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

#### (5) 危険物の保安活動

- ①災害発生時及び発生のおそれのあるときは、町長（本部長）は、火薬類、プロパン、石油、薬品等の製造業者に対し製造、販売、使用等の一時禁止又は制限についての協力を求める。
- ②町長は、被害が広範囲にわたり、危険物に引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、立入禁止区域の設定をするとともに区域内の住民に対する避難、立ち退きの指示勧告をする。
- ③町長は、火災の性質、状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、火災消防車の派遣要請等、他機関の応援を受ける。
- ④流出及び転倒した石油及び薬品等の危険物が漏出した場所、その他危険区域をロープ等で区画し、係員を配置する。

## 7 津波災害応急対策計画

津波警報等が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策については、次のとおりである。

### (1) 災害対策本部の設置

町長は、津波警報等を受け、又は津波の発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置するなど職員を非常配備するとともに、道、防災関係機関の協力を得て、応急対策を実施するものとする。

### (2) 津波警戒体制の確立

町は、札幌管区気象台の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

海面監視については、本部の指示により所定の区域を巡視し、監視警備を厳重に行い異常を発見したときは、直ちに本部に報告するものとする。

### (3) 住民等の避難・安全の確保

津波警報が発表された場合もしくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

なお、避難指示又は避難場所については、第4章第5節「避難救出計画」の定めによるが、特に次の措置を講じ住民の避難が円滑かつ安全に行われるよう努めるものとする。

#### ①避難指示等

津波警報等が発表された場合、又は津波の発生するおそれがある場合に、町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう避難指示を行い、高齢者、乳幼児、傷病者等を優先的に避難させるとともに、危険区域内の物件（自動車等）を移動させるほか、危険区域内への立

入を禁止するなどの措置を講ずる。

②避難場所の指示及び誘導

町長は、避難の時期を失しないよう速やかに行うものとし、危険区域内の全住民を避難させるものとする。

③避難救出

救出にあたっては、消防機関を主体そとして行うが、関係機関及び地域町内会等の住民による自主救出の実施を促進する。

④漁船救出

町長は、関係機関と協議し、港内にある漁船及び船舶に対し避難指示又は勧告を行うとともに、漁船及び船舶は、津波警報等が発表された場合、又は津波発生のおそれがある場合は、人命の安全を最優先とした上で、漁船及び船舶の港外への避難又は流出防止措置を講ずる。

8 災害警備計画

第4章第6節「災害警備計画」を準用する。

9 交通応急対策計画

第4章第7節「交通応急対策計画」を準用する。

10 輸送計画

第4章第8節「輸送計画」を準用する。

11 ヘリコプター活用計画

第4章第26節「ヘリコプター活用計画」を準用する。

12 食糧供給計画

第4章第9節「食糧供給計画」を準用する。

13 給水計画

第4章第10節「給水計画」を準用する。

14 衣料・生活必需物資供給計画

第4章第12節「衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

15 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上下水道、下水道、電気）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。これら、各施設の応急復旧については、次の計画を準用する。

第4章第11節「上下水道施設対策計画」

第4章第13節「電気施設対策計画」

## 16 医療救護計画

第4章第14節「医療救護計画」を準用する。

## 17 防疫計画

第4章第15節「防疫計画」を準用する。

## 18 廃棄物処理等計画

第4章第16節「廃棄物処理等計画」を準用する。

## 19 文教対策計画

第4章第18節「文教対策計画」を準用する。

## 20 住宅対策計画

第4章第19節「住宅対策計画」及び被災地宅地危険度判定については、第4章第20節「被災地宅地安全対策計画」を準用する。

## 21 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

### (1) 応急危険度判定の実施

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

### (2) 応急危険度判定の基本的事項

#### ①判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

#### ②判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

#### ③判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

**危険**：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

**要注意**：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

**調査済**：建築物の損傷が少ない場合である。

④判定の効力

行政機関による情報の提供である。

⑤判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

22 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画

第4章第21節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」を準用する。

23 広域応援計画

第4章第28節「広域応援計画」を準用する。

24 自衛隊派遣要請

第4章第27節「自衛隊派遣要請計画」を準用する。

25 防災ボランティアとの連携計画

第4章30節「災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

26 災害救助法の適用と実施

第4章第32節「災害救助法の適用計画」を準用する。